



糸田町公共施設等総合管理計画



平成29年2月

糸田町

目次

第1章 はじめに	3
1. 計画の背景と目的.....	3
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の対象範囲	4
4. 計画期間.....	4
第2章 公共施設等の現状とマネジメント導入の必要性.....	5
1. 人口及び財政状況.....	5
(1) 人口の現状及び将来推計	5
(2) 財政状況	7
(3) 類似団体との財政比較.....	9
2. 公共施設等の状況.....	10
(1) 対象施設	10
(2) 公共施設の状況.....	11
(3) インフラ施設の状況.....	14
(4) 全体の設備更新費用	16
3. 施設の老朽化	17
(1) 調査方法	17
(2) 劣化状況の総合評価	18
4. 施設の状況	20
(1) 集会所・公民館の状況	20
(2) 町営住宅の状況.....	21
(3) その他の公共施設の状況	22
5. 公共施設等マネジメントの課題	24
第3章 糸田町公共施設等総合管理計画.....	25
1. 基本理念.....	25
2. 基本方針	26
(1) 点検・診断等について	26
(2) 維持管理・修繕・更新について.....	26
(3) 安全確保	26

(4) 耐震化	26
(5) 長寿命化	26
(6) 統合や廃止の推進	26
(7) 推進体制の構築	26
3. 目標	27
(1) 建築物	27
(2) インフラ	27
4. 施設類型別の方針	28
(1) 建築物	28
(2) インフラ	29

第1章 はじめに

1. 計画の背景と目的

平成23年3月の「東日本大震災」の発生は、建物の耐震性、防災対策の見直し等早急な対応を迫るものでした。また、翌年の平成24年12月の「中央自動車道笹子トンネル天井落下事故」の発生は、公共施設の老朽化に警鐘を鳴らすものでした。

しかしながら、地方公共団体の多くは厳しい財政状況が続いており、高度経済成長期に整備された多くの施設を含め、公共施設等^①の老朽化対策を大きな課題としながらも、その対応が遅れている現状にあります。

糸田町では、平成23年度に「糸田町公営住宅長寿命化計画」、平成25年度に「糸田町橋りょう等長寿命化修繕計画」を策定するなど、特定の施設については、個別に計画を策定し管理をしてきたところであります。

しかしながら、少子高齢化社会の進展や急速な人口減少を迎える中、公共施設等は建設後の経過年数から今後、急速に老朽化することが予想され、日常の維持管理費に加え、将来的には改修や建替等に多額の費用が必要となり、財政を圧迫することが懸念されます。また、今後公共施設等の維持や更新に充てられる財源は、財政推計上減少することも予測されます。したがって、本計画ではまず糸田町の公共施設等の現状をしっかりと把握するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、本計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

国においては、平成25年12月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、インフラの整備に係る行動計画を策定するとともに、平成26年4月22日には総務大臣通知により、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が大きく変化していくことを踏まえ、全庁的な公共施設の管理について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に策定することを地方自治体に要請しました。

以上国の動向を踏まえ、総務省の要請における公共施設等総合管理計画として、本計画を位置付けます。

^① 公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、庁舎や学校等のハコモノ施設の他、道路、橋りょう及び上水道等のインフラ施設を含めた施設の総称

3. 計画の対象範囲

この計画は、公共施設及びインフラ施設を含むすべての公有財産を対象とし、公共施設等の維持管理に係る糸田町の指針とします。

《計画対象範囲》

町 有 財 産	公有財産	公共施設	庁舎、学校等の建物施設	対象範囲
		インフラ施設	道路、橋りょう、上水道施設等	対象範囲
	物 品			対象外
	債 権			対象外
	基 金			対象外

4. 計画期間

高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化への対応や、耐震補強の整った学校施設についても、今後は施設それ自体の老朽化が課題となることから、木造建築物の耐用年数となる 20～24 年を参考とし、平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間とします。

第2章 公共施設等の現状とマネジメント^②導入の必要性

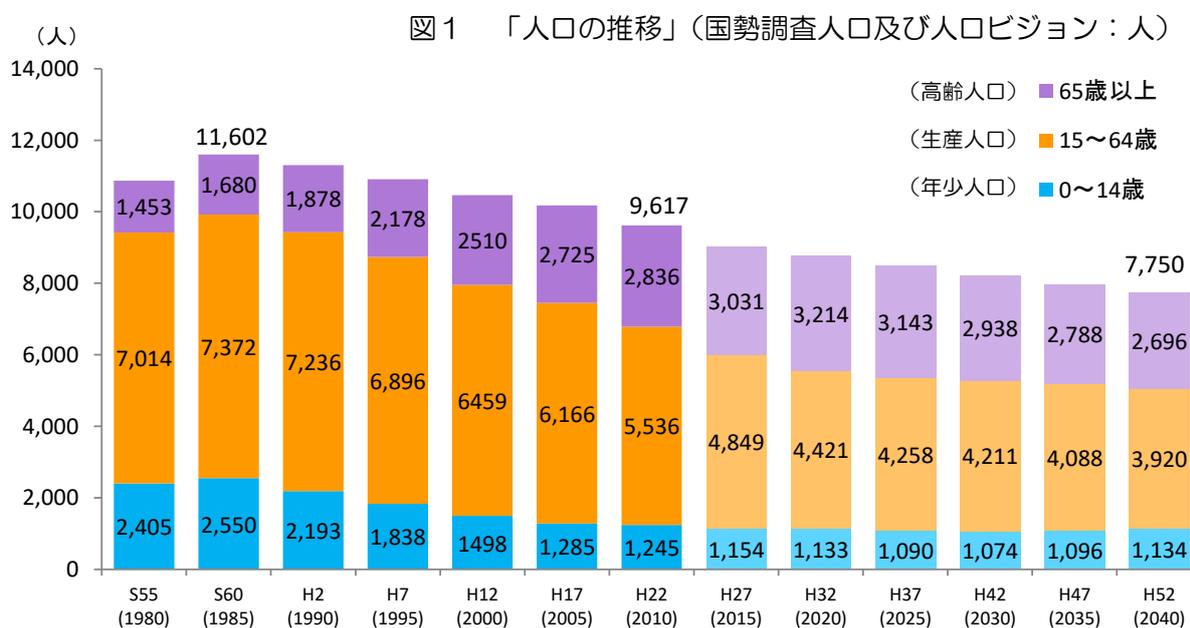
1. 人口及び財政状況

(1) 人口の現状及び将来推計

本町の人口は、昭和60年の11,602人から毎年減少し続けており、平成22年に9,617人となっています。(図1「人口の推移」参照)

年齢別人口は、昭和60年には14歳以下の年少人口率は22.0%で2,550人、65歳以上の高齢人口率は14.5%で1,680人でした。平成7年に高齢者数が年少人口を上回り、平成22年には年少人口率は12.9%で1,245人、高齢人口率は29.5%で2,836人となりました。(図2「年齢別人口の推移」参照)

人口ビジョン^③の推計(平成27年から平成52年)によると、平成52年には人口が7,750人であり、平成22年から19.4%の減少が見込まれます。特に生産年齢人口(15歳から64歳)は3,920人と平成22年と比べて29.2%減となっており、減少幅が大きくなっています。

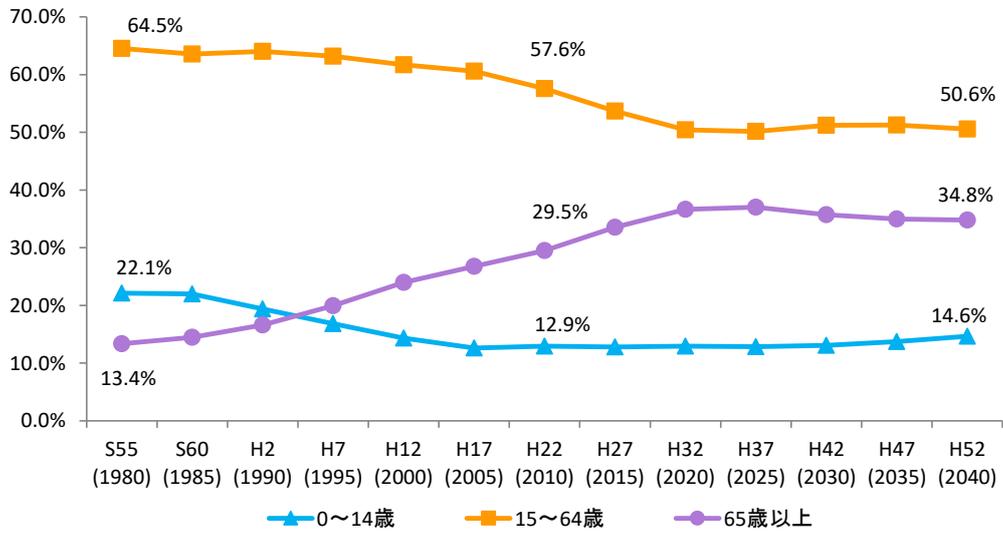


※参考：H27 国勢調査確定値 0~14歳 1,159人 15~64歳 4,710人 65歳以上 3,142人
年齢不詳 9人 合計 9,020人

② 公共施設等マネジメント：公共施設等を重要な経営資源として、町民の要望や人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度等を調査・分析し、最適な施設の保有量、維持管理の適切化、有効活用の実践等を実施し効率的な管理運営を推進していくこと

③ 人口ビジョン：平成28年3月に策定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、将来目指すべき展望を提示するもの

図2 「年齢別人口の推移」(国勢調査人口及び人口ビジョン割合：%)

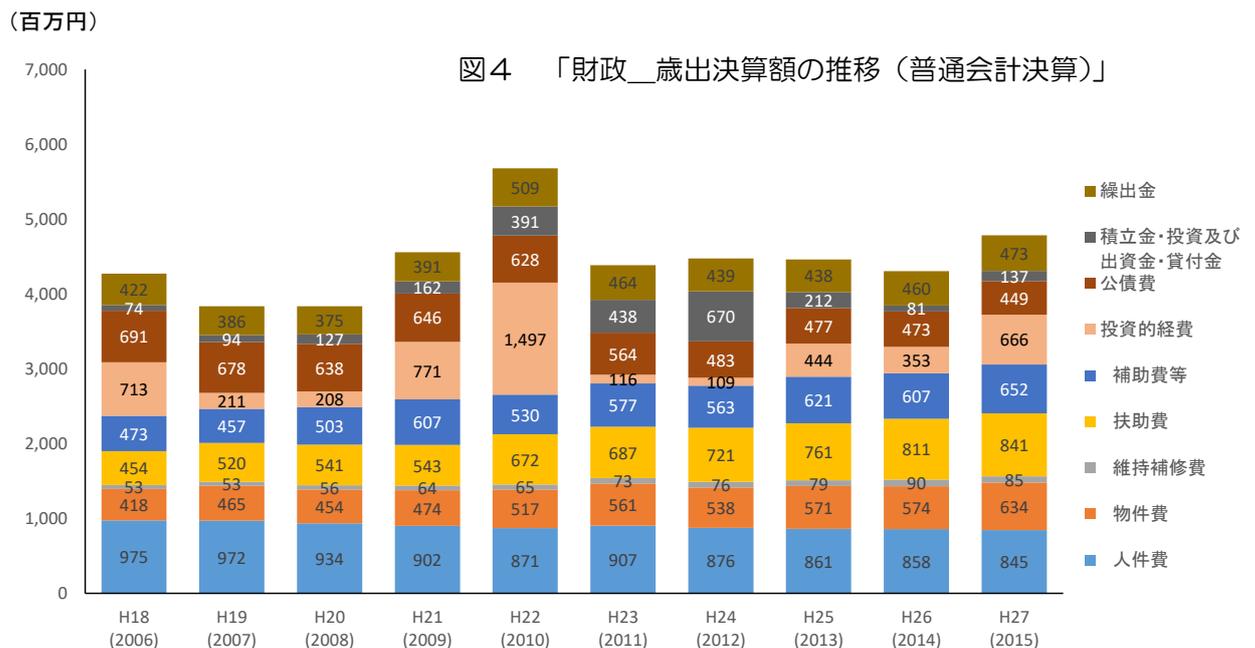
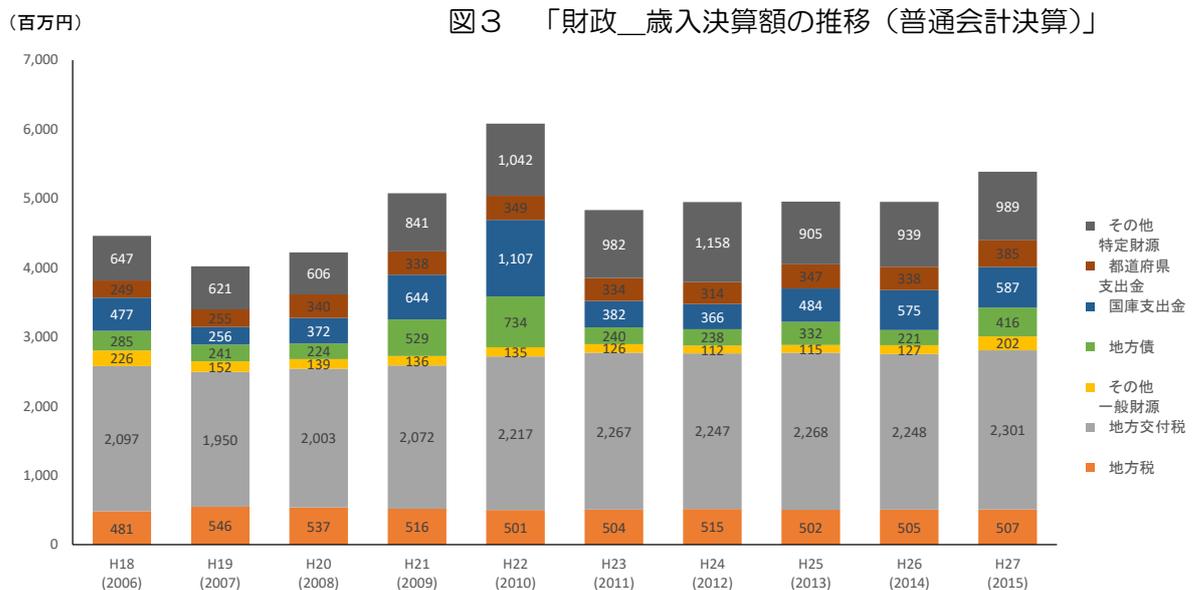


年	0~14歳	15歳~64歳	65歳~	合計(人)	年少人口率	高齢人口率	
昭55	2,405	7,014	1,453	10,872	22.1%	13.4%	国勢調査
昭60	2,550	7,372	1,680	11,602	22.0%	14.5%	
平2	2,193	7,236	1,878	11,307	19.4%	16.6%	
平7	1,838	6,896	2,178	10,912	16.8%	20.0%	
平12	1,498	6,459	2,510	10,467	14.3%	24.0%	
平17	1,285	6,166	2,725	10,176	12.6%	26.8%	
平22	1,245	5,536	2,836	9,617	12.9%	29.5%	
平27	1,154	4,849	3,031	9,034	12.8%	33.6%	人口ビジョン
平32	1,133	4,421	3,214	8,769	12.9%	36.7%	
平37	1,090	4,258	3,143	8,491	12.8%	37.0%	
平42	1,074	4,219	2,716	8,222	13.1%	35.7%	
平47	1,096	4,088	2,788	7,972	13.7%	35.0%	
平52	1,134	3,920	2,696	7,750	14.6%	34.8%	

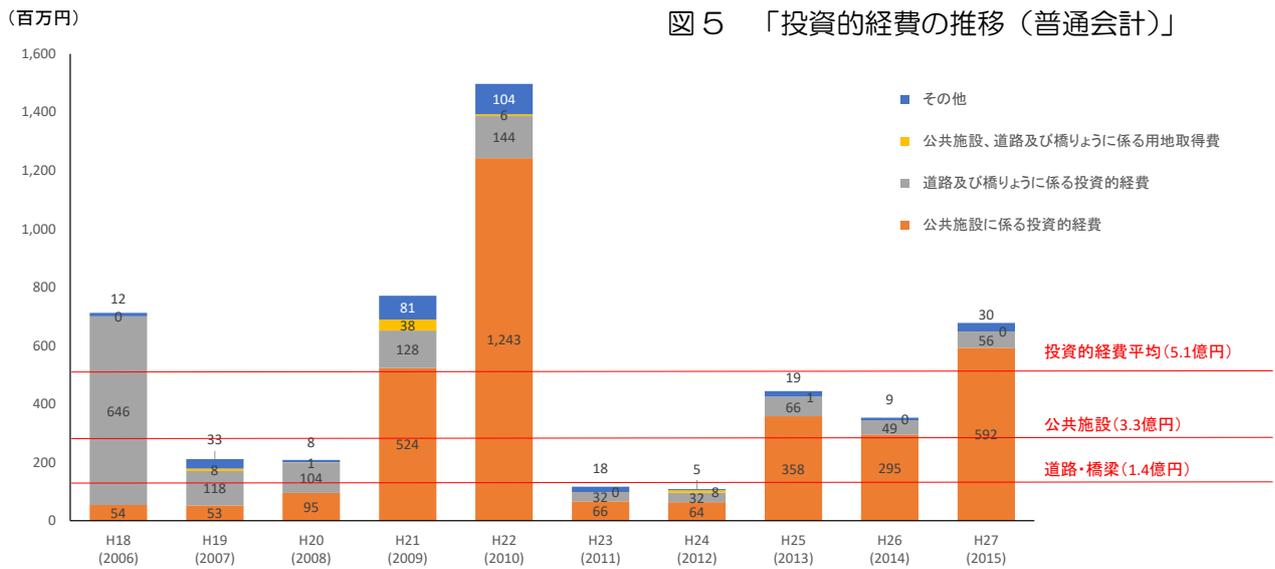
(2) 財政状況

歳入の状況を見ると、平成23年以降はほぼ50億円で推移していますが、今後は人口減少に伴う大幅な減少が見込まれます。一方、高齢化の進展に伴い、社会保障経費である扶助費は年々増加しており、物件費と合わせて歳出を圧迫しています。

今後、大量に更新時期を迎える公共施設の維持、保全していくための財源（投資的経費）を確保することは困難な状況です。（図3「財政_歳入決算額の推移（普通会計決算）」、図4「財政_歳出決算額の推移（普通会計決算）」参照）



投資的経費については、過去 10 年間の平均額で約 5.1 億円となっています。小中学校の耐震改築及び補強、道の駅建設が行われた平成 22 年度に約 15 億円をピークにその後減少しています。内訳をみると、公共施設の投資的経費が平均額で 3.3 億円、道路・橋りょうで 1.4 億円となっています。投資的経費は公債費の増加に密接に関係することから、その増加には十分注意を払う必要があります。



※「その他」の項目には、投資に係る補助金や災害復旧費が含まれる。

(3) 類似団体との財政比較

糸田町の財政状況を類似団体（福岡県内）と比較すると、地方税収入は大任町について少なく、普通建設事業費（投資的経費）は最も少ない状況です。投資的経費が必要最小限に限られるという投資余力の少ない財政状況です

図6 「福岡県内類似団体の地方税比較（平成26年度）」

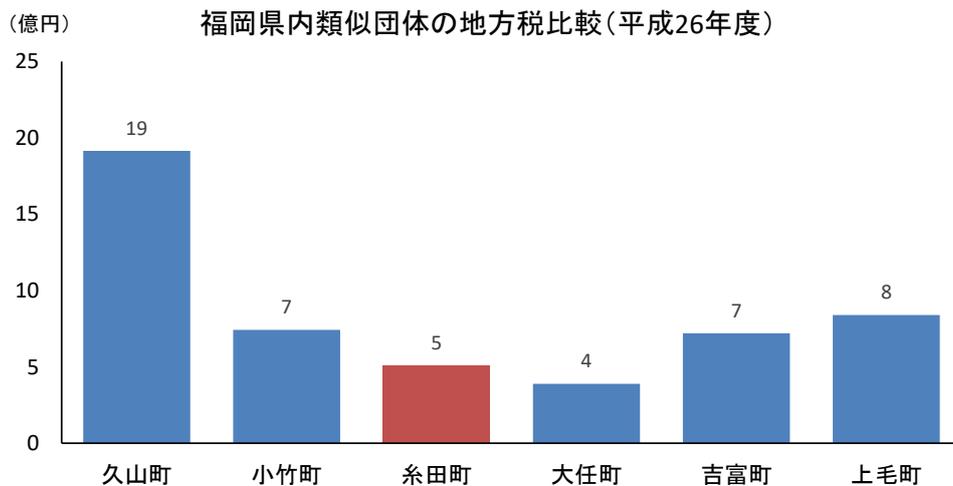
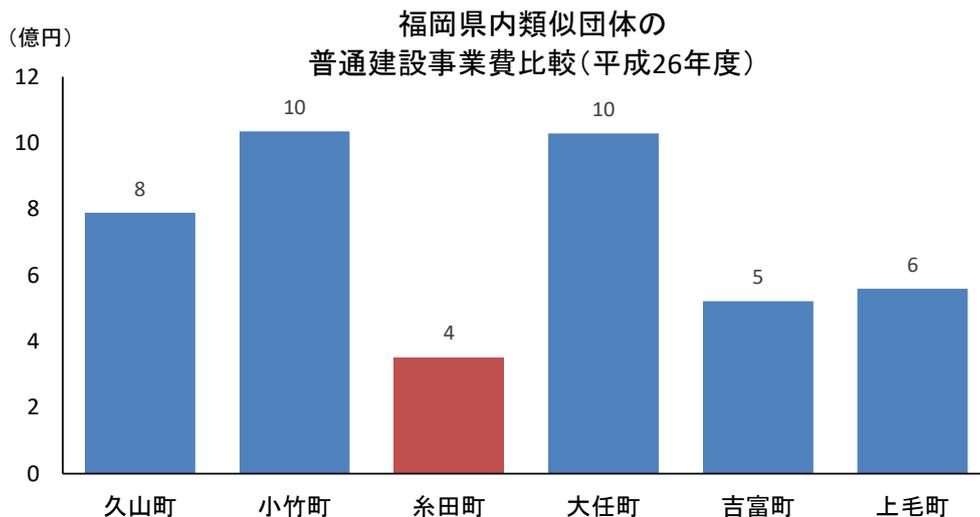


図7 「福岡県内類似団体の普通建設事業費比較（平成26年度）」



※資料：平成26年度市町村別決算状況調（総務省）

2. 公共施設等の状況

(1) 対象施設

本計画では、本町が所有する以下の施設を対象とします。

糸田町が保有する公共施設の総延床面積は、平成28年10月末時点で、115,719㎡、施設数は148となっています。なお、施設の分類は総務省の簡易推計モデルの区分を基にしています。

《計画対象施設》

		用途分類	施設数等	延床面積 (㎡)
公共施設		町民文化系施設	38	9,249
		学校教育系施設	4	13,031
		スポーツ・レクリエーション系施設	5	2,019
		産業系施設	51	26,957
		子育て支援施設	4	2,952
		保健・福祉施設	10	3,808
		病院施設	4	3,838
		公営住宅	16	45,643
		行政系施設	6	5,273
		上水道施設	9	1,675
		その他	1	1,275
		建築物合計	148	115,719
施設 インフラ	道路・橋りょう	道路 (m)	84,117m	474,855
		歩道 (m)	0	0
		橋りょう	64 橋	3,826
	上水道施設	管路延長 (m)	52,662m	

※平成28年10月末現在

(2) 公共施設の状況

①保有状況

糸田町が保有する公共施設の総延床面積の内訳をみると、公営住宅が39%(45,643㎡)を占めており、ついで産業系施設が23%(26,957㎡)となっています。

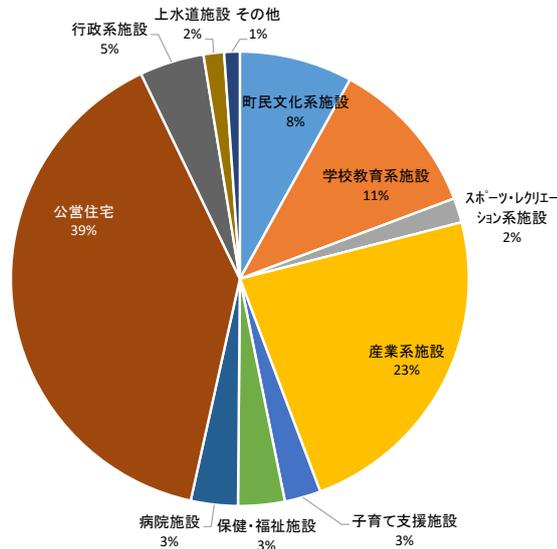
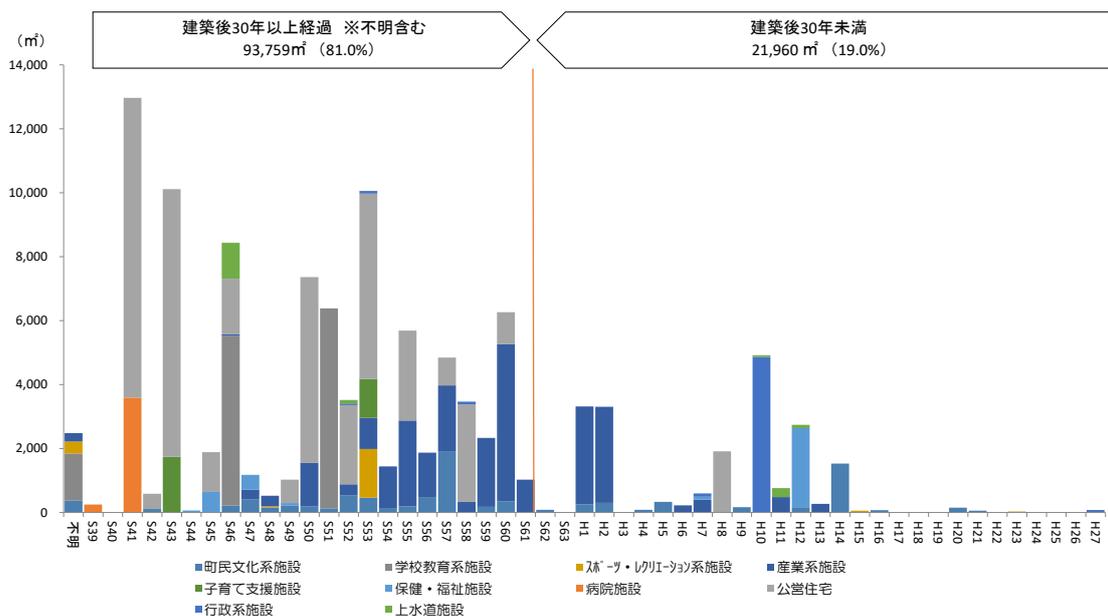


図8 「公共施設延床面積割合」

②年度別整備延床面積内訳及び経過年数

年度別整備延床面積の内訳と経過年数をみると、建築後30年以上経過した公共施設の延床面積は、93,759㎡であり全体の81%を占めています。学校施設や公営住宅のほとんどが築30年以上を経過しており、更新時期を迎えています。

図9 「公共施設の築年別用途別延床面積」

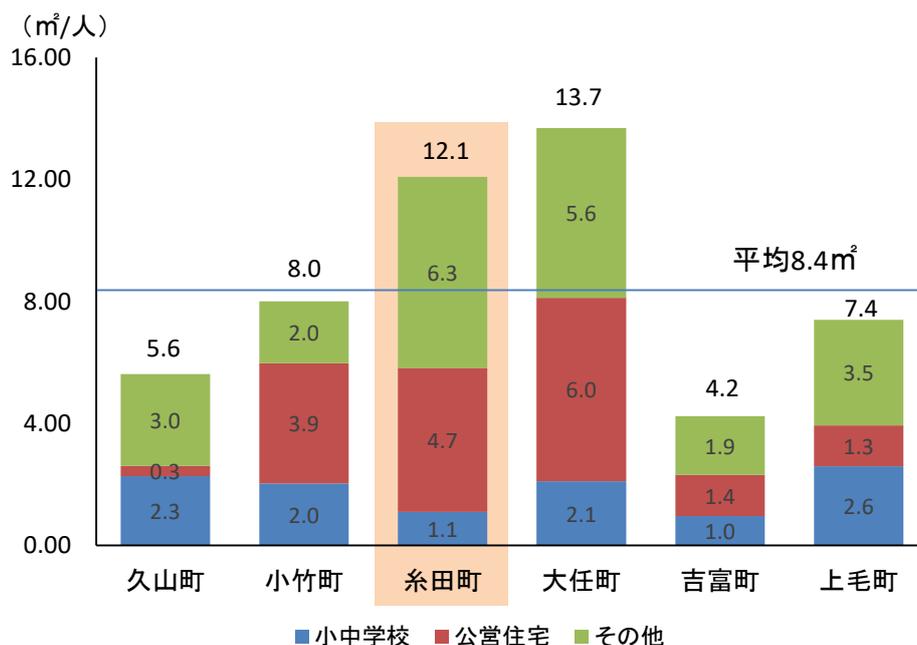


旧耐震基準である昭和 56 年以前の建築物のうち、耐震補強を行っていない建築物は 2 万㎡ほど存在しており、建築後 15 年以上が経過し、大規模改修が必要な施設も 5 万㎡以上あります。糸田町の公共施設は、今後施設の維持更新や保全に多額の費用が必要になります。

③公共施設面積の類似団体比較

糸田町の公共施設の人口あたり延べ床面積を類似団体（福岡県内）と比較すると、大任町について延床面積が多く、特に「その他の公共施設」の占める割合が高くなっています。公営住宅については、すでに長寿命化計画が策定されおり、小中学校は、町内に各 1 校であることから、本計画では施設量の多い「その他の公共施設」の適正規模を中心に考慮した総合管理計画の策定を行います。

図 10 「類似団体別の公共施設延床面積比較」

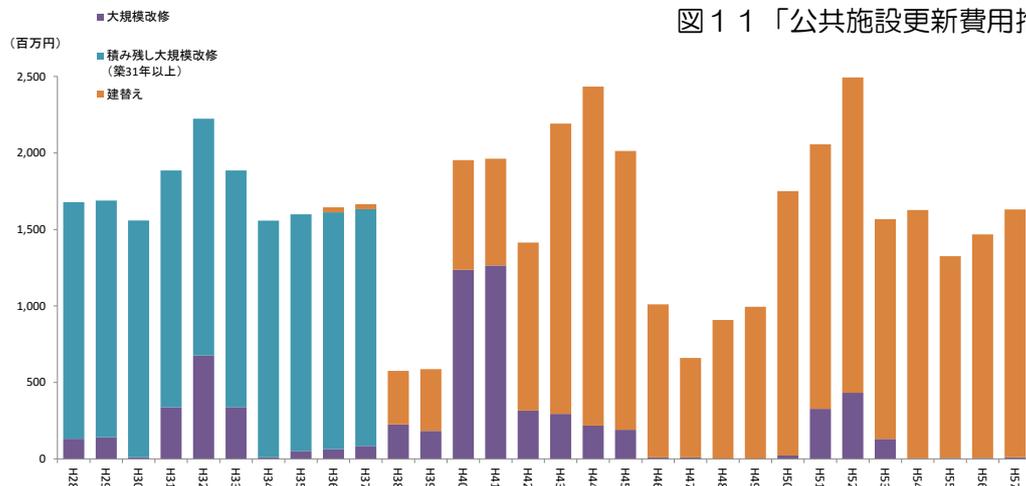


※その他には産業系施設等が含まれる。

資料：平成 25 年度公共施設状況調（総務省）

④公共施設の将来の更新費用の推計

総務省の試算ソフトでは今後30年間の更新費用は480億円が予想され、単純に計算しても年額で16億円を要することになります。



【建築物の算出条件】

- 公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、試算の翌年度から30年度分の更新費用を試算する。
- 公共施設等の建築物については、建替及び改修のシナリオとして標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年を採用することとする。
- 建築物の耐用年数は60年と仮定するが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建替えると仮定する。
- 公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替）と大規模改修の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価を設定。
- 大規模改修の単価は、通常建替の5～6割であるが、本試算では6割と想定する。

（参考）更新（建替）及び大規模改修の単価

		建替え	大規模改修
市民文化系施設	市民会館、コミュニティーセンター、公民館	40万円/㎡	25万円/㎡
社会教育系施設	図書館、博物館、美術館	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、武道館、プール	36万円/㎡	20万円/㎡
産業系施設	労働会館、産業振興センター	40万円/㎡	25万円/㎡
学校教育系施設	小学校、中学校	33万円/㎡	17万円/㎡
子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	33万円/㎡	17万円/㎡
保健・福祉施設	老人福祉センター、保健所	36万円/㎡	20万円/㎡
医療施設	市民病院	40万円/㎡	25万円/㎡
行政系施設	市庁舎、支所、消防署	40万円/㎡	25万円/㎡
公営住宅		28万円/㎡	17万円/㎡
公園	管理棟、便所	33万円/㎡	17万円/㎡
供給処理施設	ゴミ処理場、浄化センター	36万円/㎡	20万円/㎡
その他	駐車場、卸売市場	36万円/㎡	20万円/㎡

※調査実績値及び各自治体設定単価等による。大規模改修単価は建替え単価の60%相当。

※建替費用は解体費含む（社会教育系施設、学校教育系施設はグラウンド整備費含む）。

※学校教育系施設、医療施設はトイレ改修等社会的改修含む。それ以外の施設はバリアフリー対応等社会的改修含む。

出典：自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」

(3) インフラ施設の状況

①道路

道路の総面積は平成 27 年度末時点で 474,855 ㎡です。総務省の簡易推計モデルの試算では、現在の道路の総面積を舗装の耐用年数 15 年で割ったものを 1 年間の舗装更新量と仮定し試算しています。この試算によると今後 40 年間で必要となる整備費は約 60 億円、年平均 1.5 億円となります。

【道路の算出条件】

- 道路の更新単価については、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示されている平成 19 年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定する。
- 自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の㎡単価（土木工事費積算基準単価）の比率を乗じたものを単価として設定する。

（参考）更新単価

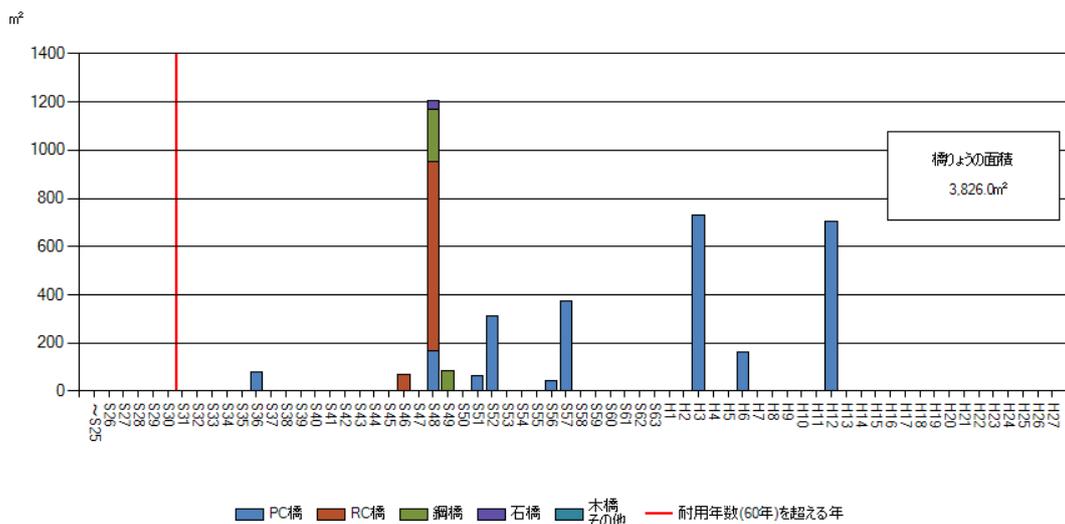
一般道路	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

出典：自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」

②橋りょう

橋りょう数は、平成 27 年度末時点で 64 橋、総面積は 3,826 ㎡です。構造別では、PC（プレストレス・コンクリート）橋と RC（鉄筋コンクリート）橋がほとんどを占めています。耐用年数（60 年）を経過した橋りょうはなく、今後 40 年間で必要となる整備費は 13.5 億円で年間 0.3 億円が必要になります。

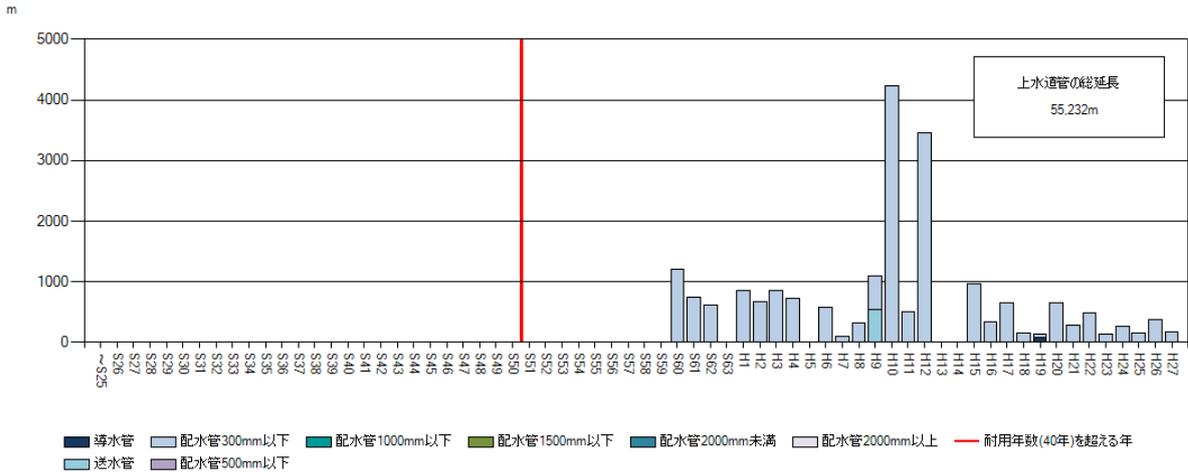
図 1 2 「年次別構造別橋りょう面積」



③上水道

上水道は、平成 27 年度末時点で総延長 55,226m です。管路別では、配水管が 52,662m、送水管が 2,047m、導水管が 517m となっています。今後 40 年間で必要となる整備費は 48 億円で年間 1.2 億円が必要になります。

図 13 「年次別管径別延長」



管路の状況

種 別	主な施設	施設量
上水道	管路延長（導水管）	517m
	管路延長（送水管）	2,047m
	管路延長（配水管）	52,662m
合計（総延長）		55,226m

【上水道の算出条件】

- 布設替えのm当たり単価は、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（H20.9）に示された管路の費用関数より下水道と同様に設定する。
- 耐用年数は、法定耐用年数（40 年）を基に 40 年とする

（参考）更新単価

導水管及び 送水管	～300mm 未満	100 千円/m
	300～500mm 未満	114 千円/m
配水管	～150mm 以下	97 千円/m
	～200mm 以下	100 千円/m

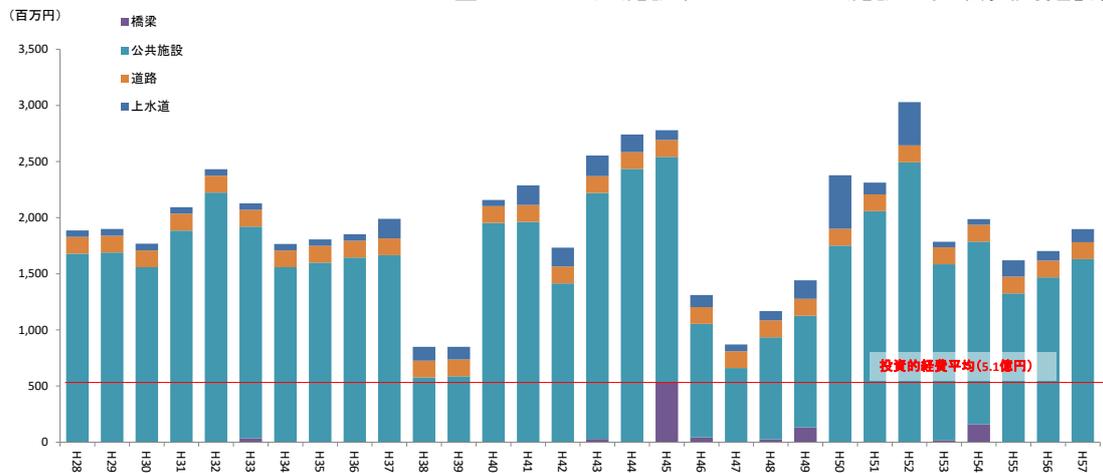
出典：自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」

(4) 全体の設備更新費用

公共施設とインフラ施設を含めた整備費をみると、今後30年間で必要になる整備費は571億円で、年間19.0億円になります。

直近10年間の公共施設の投資的経費の年平均額は5.1億円であり、毎年14億円以上の赤字が生じる計算になります。糸田町の基金（財政調整基金・減債基金）は約24億円程度であり、単純計算すると2年ほどで基金が枯渇してしまう可能性があることから、施設の集約や廃止等の検討が必要な状況です。

図14 「公共施設及びインフラ施設の更新費用推計」



3. 施設の老朽化

建物は新築直後から劣化していくことから、建物を、長期間にわたって安全に良好な状態で使用していくためには、劣化や損傷の進行具合を把握し、適切に保全していく必要があります。建物の劣化状態は、利用状況や設置された自然環境等に応じて変化することから、定期的な点検・診断により建物の状態を把握することが重要です。そのため、今回の調査では、町内の110施設を対象に老朽化状況を診断しました。

(1) 調査方法

施設の劣化度については、対象となる建物全般について屋上および建物周囲の目視と、手の届く範囲の打診棒等や計測等で劣化程度の調査を実施しました。

目視、打診検査を踏まえ、各部位ごと（耐震化、躯体、防水、外壁仕上げ、軒天井・ひさし下端、その他）に以下の4段階で評価を行いました。

部位評価基準

評価		評価基準
A	良好	特に劣化が認められない良好な状況
B	軽度	部分的な修繕は必要だが、全体的には計画修繕で行えばよい状況
C	中度	劣化が進行し、早期に修繕が必要な状況
D	重度	劣化が著しく、早急な修繕が必要である状況

各部位ごとの評価を踏まえ、建物の総合評価として以下の4段階で評価を行いました。

総合評価基準

評価		評価基準
A	良好	特に劣化が認められない良好な状況。長期的な維持管理が可能
B	軽度	部分的な修繕は必要だが、全体的には計画修繕で行えばよい状況。長期的な維持管理が可能
C	中度	劣化が進行し、早期に修繕が必要な状況。修繕を行えば、比較的長期的な維持管理が可能
D	重度	劣化が著しく、早急な修繕が必要。長期的な維持管理を行うためには、かなりのコストが必要

(2) 劣化状況の総合評価

公共建築物の劣化状況（延床面積）をみると、早急な修繕が必要なD判定が最も多く約3万7千㎡あり、全体の4割近くになっています。ついでB判定が3万㎡で31.8%となっています。また、C判定の建築物も2万6千㎡で26.9%存在しています。建築年次別の老朽度をみると、D判定は、昭和60年以前のものに集中しています。早期の改修が必要なCD判定の施設面積は、全体の6割以上に及んでいます。

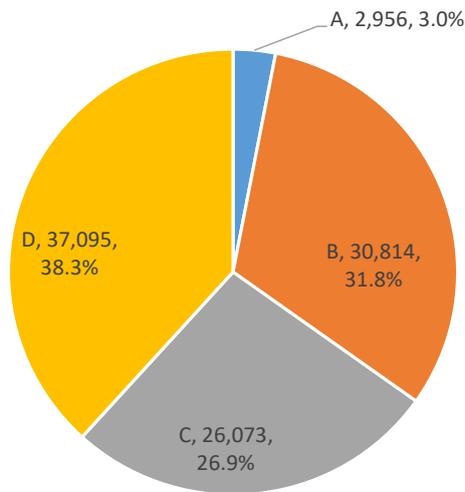


図15 「老朽度判定結果」

総合評価	施設数		延床面積 (㎡)	
A	10	9.1%	2,956	3.0%
B	59	53.6%	30,814	31.8%
C	24	21.8%	26,073	26.9%
D	17	15.5%	37,095	38.3%
合計	110	100.0%	96,938	100.0%

※建物なしの施設はグラウンド（延床面積に倉庫等含む）
 ※町営住宅、納骨堂の一部で診断未実施

※四捨五入のため、合計が100%にならない場合があります。

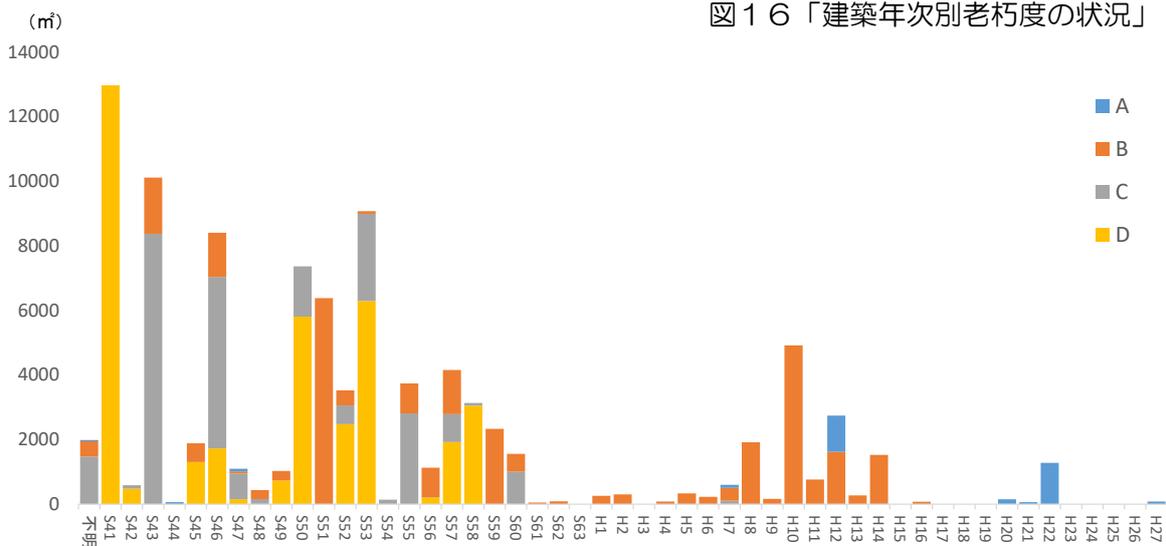
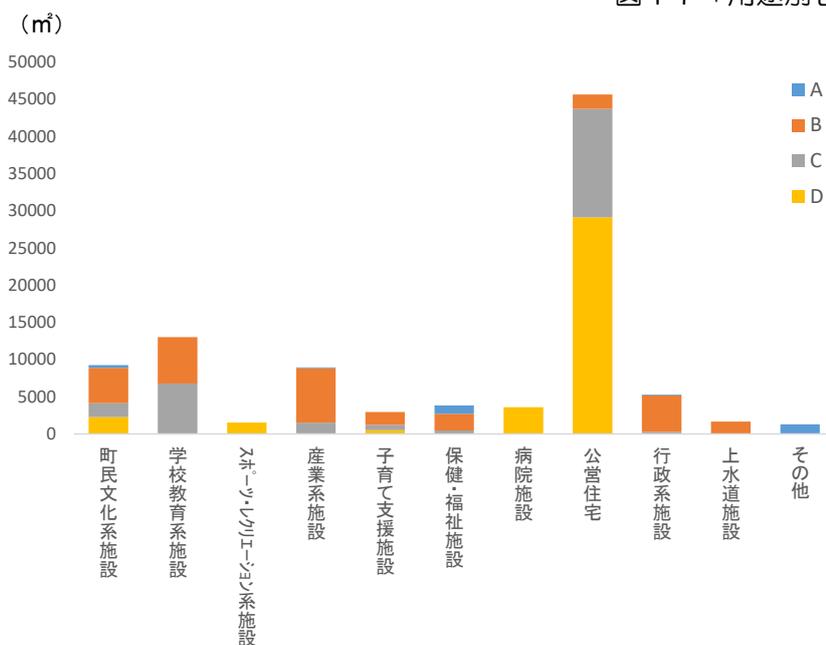


図16 「建築年次別老朽度の状況」

用途別の老朽度の状況をみると、公営住宅の多くが老朽化しており、改修が必要な状況です。スポーツ・レクリエーション系施設（体育館）、病院施設でも老朽化が進んでいます。

図17 「用途別老朽度の状況」



用途分類	A		B		C		D		合計	
	施設数	延床面積 (m)								
町民文化系施設	3	372	23	4,755	9	1,848	3	2,274	38	9,249
学校教育系施設			1	6,249	3	6,782			4	13,031
スポーツ・レクリエーション系施設							1	1,519	1	1,519
産業系施設	2	115	18	7,328	2	1,509			22	8,952
子育て支援施設			2	1,741	1	698	1	513	4	2,952
保健・福祉施設	3	1,113	5	2,232	1	401	1	62	10	3,808
病院施設							1	3,589	1	3,589
公営住宅			1	1,912	5	14,592	10	29,138	16	45,643
行政系施設	1	81	2	4,949	3	243			6	5,273
上水道施設			7	1,647					7	1,647
その他	1	1,275							1	1,275
総計	10	2,956	59	30,814	24	26,073	17	37,095	110	96,938

※延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

4. 施設の状況

(1) 集会所・公民館の状況

集会所・公民館の設置状況をみると、行政区によって施設数が異なっています。原行政区には5つの集会所が存在するなど、施設数が多くなっています。

番号	行政区名	施設数	建物名
1	宮床行政区	2	宮床公民館、山ノ神集会所
2	大熊行政区	3	大熊公民館、大熊集会所、神田町集会所
3	下糸田行政区	1	下糸田集会所
4	中糸田行政区	2	中糸田一公民館、中糸田二公民館
5	上糸田行政区	2	上糸田地区集会所、辻畑集会所
6	宮川一行政区	1	宮川一集会所
7	宮川二行政区	1	宮川二集会所
8	原行政区	5	原公民館、原集会所 1、原集会所 2、原第二集会所、原教育集会所
9	鼠ヶ池行政区	1	鼠ヶ池地区集会所
10	南糸田行政区	3	南糸田集会所、梅木地区集会所、泌団地集会所
11	西部行政区	1	戸石集会所
12	宮谷行政区	2	谷川地区公民館、宮山集会所
13	打越行政区	2	打越公民館、打越集会所
14	堀川行政区	1	堀川地区集会所
15	真岡行政区	2	真岡生活館、真岡中央集会所
16	北区行政区	2	北区教育集会所、北区二集会所
17	宮床団地行政区	1	宮床団地集会所
18	自由ヶ丘行政区	1	自由ヶ丘公民館
19	桃山行政区	1	桃山地区集会所
20	旭ヶ丘行政区	2	旭ヶ丘集会所、旭ヶ丘集会所（旧）
21	貴船行政区	1	貴船地区集会所

(2) 町営住宅の状況

町営住宅の状況を見ると、16 団地 154 棟あり、戸数は 776 戸となっています。宮床団地の建替が進行中であり、現団地では公募停止が行われていることから空き家が多くなっています。

建物名	棟数	戸数	空き家数	世帯数	入居者数
宮床団地	29	175	39	136	281
泌団地	12	12	1	11	19
真岡団地	25	158	9	149	276
旭ヶ丘団地	4	24	2	22	41
谷川団地	6	29	2	27	47
梅木団地	3	12	0	12	23
堀川団地	21	103	6	97	194
西部団地	7	36	1	35	70
金村団地	5	24	0	24	47
戸石団地	9	50	1	49	107
原団地	4	18	0	18	34
三谷団地	9	42	1	41	87
稗田団地	1	12	2	10	26
新町団地	7	42	2	40	83
北区団地	3	15	0	15	31
大笛団地	9	24	1	23	47
計	154	776	67	709	1,413

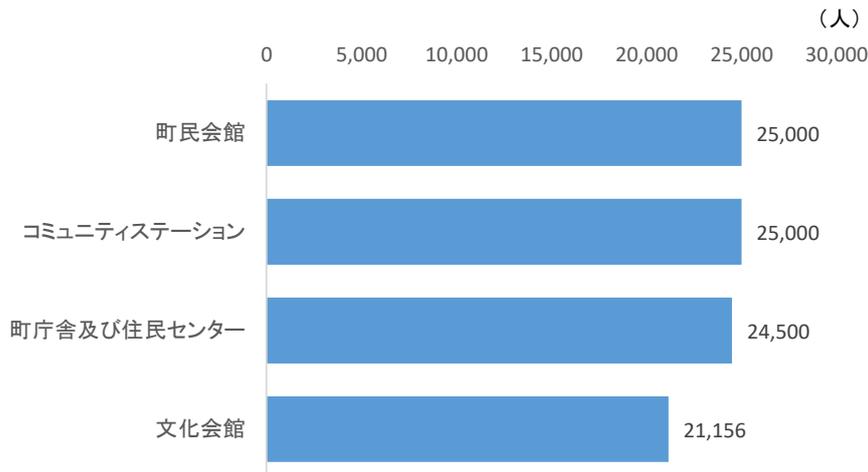
※宮床団地A、B棟は含まれていない。 平成28年10月31日時点

(3) その他の公共施設の状況

①町民文化施設及び行政系施設

町民文化施設の利用状況をみると、すべての施設で年間 2 万人を超える利用があります。

図 18 「町民文化施設及び行政系施設の利用状況」

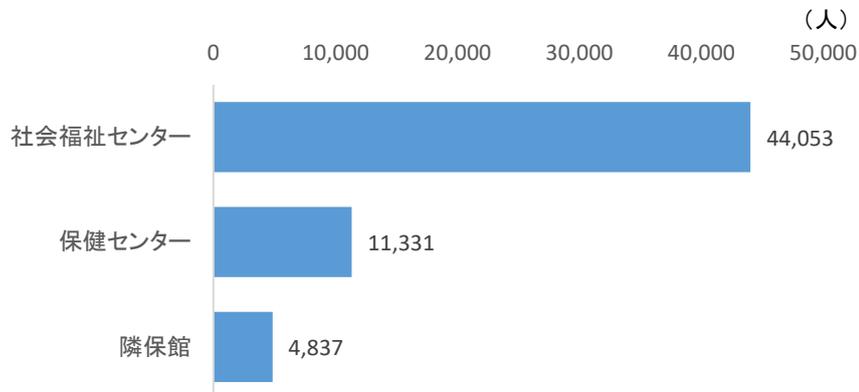


※利用人数は H25～27 年までの 3 年間の平均

②保健・福祉施設

保健・福祉施設の利用状況をみると、社会福祉センターの利用が 4 万人を超えています。一方、隣保館の利用は 5 千人以下になっています。

図 19 「保健・福祉施設の利用状況」

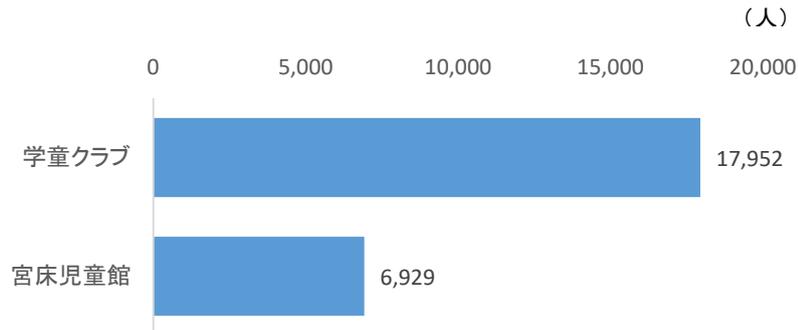


※利用人数は H25～27 年までの 3 年間の平均

③子育て支援施設

子育て支援施設の利用状況をみると、学童クラブでは年間1万7千人の利用があり、宮床児童館の利用は7千人となっています。

図20 「子育て支援施設の利用状況」

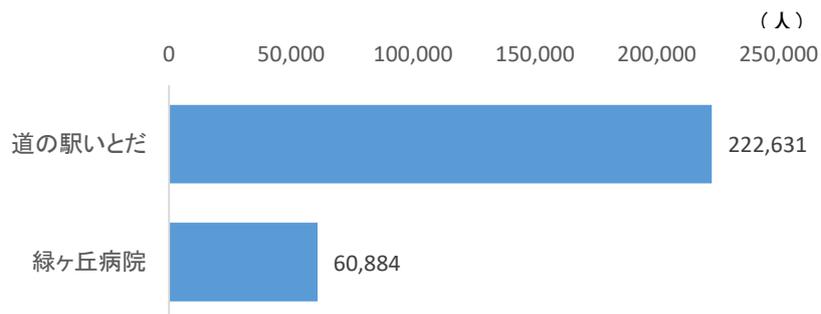


※利用人数は H25～27 年までの 3 年間の平均

④その他の施設

道の駅いとだと緑ヶ丘病院の利用状況をみると、道の駅いとだでは年間22万人を超える利用があります。また、緑ヶ丘病院では年間6万人を超える利用がみられます。

図21 「道の駅いとだ、緑ヶ丘病院の利用状況」



※利用人数は H25～27 年までの 3 年間の平均

5. 公共施設等マネジメントの課題

○今後30年間で人口2割減、生産年齢人口は3割減

本町の人口は平成22年から平成52年までの30年間に、約2千人（約2割）の人口減少が想定されます。生産年齢人口においても、同期間で約1.6千人（約3割）減少する見込みです。一方で、高齢者は今後10年間で約400人の増加が見込まれます。

そのため、人口規模や年齢構成を踏まえ、地域の状況に見合った施設規模、機能の見直しが必要となります。

○財政状況の硬直化

平成25年度の普通会計では、歳入に占める町税の割合は約10%であり、類似団体と比べると少なく、地方交付税等への依存割合が高くなっています。また、歳出に占める義務的経費の割合も5割に及んでいます。社会保障費である扶助費は年々増加を続けており、財政的な自由度は年々低下しています。

高齢化の進行により、社会保障費の増加は避けられない状況であり、公共施設の維持改修・更新を行うための投資的経費の確保は年々難しくなっています。

○建築後30年を経過した建物が8割。6割の施設で劣化が進行

人口1人あたりの延床面積は、福岡県内の類似団体と比べても多くなっています。また本町で所有する施設のうち、建築後30年以上経過した公共施設等の延床面積は全体の8割に及んでいます。

施設の劣化診断結果では、全施設の延床面積の6割以上で早期改修が必要な状況です。特に町営住宅、町民体育館、緑ヶ丘病院、文化会館の劣化が深刻な状況であり、早期の改修が必要になっています。

○全施設の維持更新には現在の投資的経費の4倍が必要

今後30年間の更新費用は、現在の投資的経費の4倍になると想定され、すべての施設を維持更新していくことは困難な状況です。そのため、今後維持更新を行うべき施設について、優先順位づけや取捨選択が必要になっています。

○低利用、使用停止施設が存在

施設の利用・稼働状況をみると、産業系施設を中心に現在使用されていないものや低利用のものが存在します。こうした施設については、他施設との統合・集約や廃止などが求められます。

第3章 糸田町公共施設等総合管理計画

1. 基本理念

糸田町では、これまでに述べた現状や課題に対応し、持続可能な施設運営を行うために、以下の3つの基本理念に基づき、公共施設マネジメントを進めていきます。

①建物維持から機能維持の重視

建物と機能を分けて考え、施設の複合化や多機能化を行うことで、町民サービスの水準を落とさずに、施設の縮減を行います。

②事後保全から予防保全への転換

今ある建物をできるだけ長く大切に使うという発想に立ち、壊れたら治す「事後保全」から定期的な診断や改修を行う「予防保全」への転換を行うことで、建物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

③町民との連携と協働

公共施設マネジメントの必要性を町民にわかりやすく説明し、理解を得るため、公共施設に関する情報開示を積極的に行います。また、地域で施設の維持管理や運営を行う協働事業についても検討を行います。

2. 基本方針

(1) 点検・診断等について

施設の所管課は改修・更新時期を迎える施設を対象に、5年毎に施設の目視、打診検査を実施し、施設の劣化状況を把握します。診断結果や点検履歴は施設カルテに反映し、一元的な管理を行うとともに、各課横断的な共有を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新について

点検・診断の実施により、施設の劣化状況を把握し、事後保全型の改修から予防保全型の改修への転換を図ります。更新・改修時期が集中する施設については、更新・改修時期などを見直し、年度ごとの費用の平準化を図ります。5年毎の診断・点検結果を踏まえ、改修・更新の内容についても定期的に見直しを行います。

(3) 安全確保

老朽化の進んだ施設については、早期の改修や更新を行うことで、利用者の安全の確保を図ります。緊急性の高い施設については、臨時の点検・診断を実施し、危険箇所については立入禁止区域の設置や応急処置などの対応を行います。

(4) 耐震化

耐震化が行われていない施設については、老朽化の進展に伴い、近接する類似施設との統合・集約や、他施設への機能移転を検討します。

(5) 長寿命化

施設の老朽度や避難所指定施設としての重要性、コストパフォーマンスなどを考慮し、優先順位を定めた上で大規模改修の実施を行います。

(6) 統合や廃止の推進

人口減少に伴い、利用が少ない施設や老朽化が進んだ施設では、近接する類似施設との統合・集約や用途の異なる施設との複合化を検討します。

(7) 推進体制の構築

公共施設等総合管理計画策定委員会を「公共施設マネジメント委員会」として組織改編し、定期的な会合を継続的に実施することで事業の進捗よく確認を行います。また、点検・診断結果に伴う計画変更などのPDCAサイクルの推進母体としての役割も担います。

3. 目標

本計画期間の20年間で、縮減する公共施設の延床面積の目標を設定します。

(1) 建築物

更新費用の試算によると、今後30年間の更新費用は現在の投資的経費の3倍に及んでいることから、公共施設の延床面積の6割から7割を削減しなければならない状況です。しかし、本町は市町村合併をしておらず、集約できる施設が限られています。公共施設の延床面積4割を占める町営住宅も、低所得者や災害時のセーフティネットの役割があり、早急な削減は難しい状況です。

そのため、今後20年間で実現可能な公共施設の延床面積の縮減目標として人口減少率（H22～52年）と同じ20%（約23,000㎡）の削減を行います。

町営住宅については、住宅長寿命化計画の見直しの中で、別途、延床面積の削減目標の策定を検討します。

建築物の縮減目標

今後20年間で延床面積約11.6万㎡（H27年度末時点）を約20%（約2.3万㎡）縮減します。

(2) インフラ

インフラ資産の整備は、中長期の視点に立ち、将来の負担を残さないように整備や更新時には将来の利用供給人口等を考慮し、規模や面積の最適化を図ります。

4. 施設類型別の方針

(1) 建築物

○町民文化施設

更新時期を迎えた集会所・公民館については、劣化の状況や災害区域の指定状況を踏まえながら、同一行政区内の類似施設との集約を行います。また低利用施設については、廃止の検討を行います。老朽化等の問題のない施設については、現状維持とし、適正な維持管理を行います。

文化会館は、耐震化が行われておらず、老朽化も著しく進んでいることから、隣接する町民体育館との複合化による更新を検討します。

○学校教育施設

人口減少に伴い、今後小中学校の余裕教室の増加が見込まれることから、学童クラブ等などの多目的利用の可能性を検討します。また、体育館については、複合化を行う町民体育館・文化会館の更新期間中の代替施設としての利用を検討します。

○スポーツ・レクリエーション施設

町民体育館は、耐震化が行われておらず、老朽化も著しく進んでいることから、隣接する文化会館との統合を検討します。

○産業系施設

農業施設において、現在使用されていない施設がみられることから、それらの施設については、廃止または民間への移譲を検討します。

○子育て支援施設

東保育所、西保育所ともに大規模改修が行われていることから、当面は施設の現状維持を行いますが、人口減少に伴い、今後利用者の減少が見込まれることから、将来的には統合を検討します。学童クラブ、児童館は老朽化が進んでいることから、他施設との複合化を検討します。

○保健・福祉施設

保健センター、社会福祉センター、隣保館は老朽化などの問題がみられないことから、現状維持を行います。老人作業所は老朽化が進んでいることから、他施設との複合化を検討します。納骨堂は、劣化状況及び利用状況を踏まえながら対応を検討します。

○病院施設

緑ヶ丘病院は老朽化が進んでいることから、早急な更新が必要です。更新時には、人

口減少に伴った診察科目の削減及び施設規模の縮小を行います。医師官舎など、低利用施設については廃止を検討します。

○公営住宅

公営住宅は、低額所得者や災害時のセーフティネットとして重要な施設ですが、公共施設延床面積の 4 割以上を占めており、その多くで老朽化が進んでいます。すべての住宅を更新することは財政的な負担が大きく非常に困難であることから、施設更新時には、人口減少や世帯構成の変化に合わせて、規模の縮小や戸数の削減を進めます。

○行政系施設

町庁舎及び住民センターについては、町の中核拠点であり、老朽化も進んでいないことから現状維持としますが、長寿命化を図るため大規模改修の計画については早期に着手します。老朽化の進んだ消防団の格納庫については、更新を行います。

(2) インフラ

○道路

現在の維持・更新費用の維持を行います。旧鉄道線路下を通る隧道（ずいどう）については、地元の利用状況等を踏まえ、補修が必要かの検討を行います。

○橋りょう

現在、更新時期を迎えた歩道橋が3橋ほどありますが、更新すべきかどうかについては、費用対効果をも含めて検証を行い、不要と判定された場合には、除却を行います。今後、補修等が発生する橋脚については、代替できる橋が近くにあるため、橋の維持の必要性についての検証を行います。

○上水道

平成30年の伊良原ダムの供用開始に向けて、田川地区水道企業団による経営統合が平成34年に予定されています。広域的な水道事業の整備により、町内設備において不要となる施設が発生することから、それら施設の廃止を行います。

浄水場、ポンプ場、配水池などについては、今後も維持更新を行います。

糸田町公共施設等総合管理計画

発行：平成29年2月 糸田町（担当：総務課）

住所：〒822-1392 福岡県田川郡糸田町 1975 番地 1

TEL：0947-26-1231

URL：<http://www.town.itoda.lg.jp/>